

## 緊急事態宣言に伴う本市における対応について

### 1 国の緊急事態宣言について

令和 2 年 4 月 1 6 日の緊急事態宣言（4 7 都道府県）

○緊急事態宣言を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 1 6 日（木）～5 月 6 日（水）

○緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県

※感染拡大防止の取組を重点的に進める 1 3 都道府県

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

北海道、茨城県、石川県、愛知県、岐阜県、京都府

### 2 鳥取県の取組について

#### (1) 外出自粛

県民の皆様へのメッセージ

◆人と人との接触機会を平常時より「極力 8 割」の削減を目指すために、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等を除き、夜の街を避けるなど不要不急の外出をしないようお願いします。

◆全国に「緊急事態宣言」が発動されたことに伴い、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう強くお願いします。

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅、居所から外出しないことを要請する。（特措法第 4 5 条第 1 項）

#### (2) 学校休業

国からの情報収集に努めつつ、休業の可能性を検討する。

■ 4 月 2 0 日（月）までは通常どおり授業を実施

■ 県立学校の一斉休校についての検討

国からの情報や他県の動向を勘案して、本日中に 2 1 日以降の対応について決定

※市町村教育委員会にも、県立学校と同様の対応を要請

### 3 本市の対応

(1) 外出自粛

外出自粛の注意事項について、速やかに啓発する。

(2) 学校休業

県の要請に従うこととする。

なお、学校休業に伴い放課後児童クラブについても、同様とする。

(3) その他

ア 市内感染拡大に備えた市役所における更なる BCP の実行性の検討

今後の市内感染拡大に備えて、先般策定した市役所における BCP の実行性の向上について更に検討を進める。

イ 職員の出張禁止など

県外への出張を禁止する。県境をまたいだ移動は通勤を除き、止めること。